

○議長 宮城清政君 これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時02分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって8番 花城清文議員、9番 赤嶺雅和議員を指名します。

日程第2．議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第2．議長諸般の報告をいたします。両常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書が提出されております。

議員提出案件といたしまして、意見書第12号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書、意見書第13号 在沖海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書、決議第9号 在沖海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議、決議第10号 閉会中の議員派遣について、別紙議事日程のとおり議題とすることにします。以上をもって諸般の報告といたします。

日程第3．議案第73号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第3．議案第73号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆき君 それでは報告をいたします。議案第73号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、12月5日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では12月6日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、7日にまとめと採決を行いました。審査の経過における執行部の説明のなかで、ごみ処理原価の説明がありました。可燃ごみ袋大サイズのごみ処理原価が5キログラム当たり150円に対して20円の手数料としているが、これを30円に引き上げ受益者負担

を求めるための手数料の改定と説明がありました。また、町民に対して手数料を増額することから、ごみの減量化につなげる動機付けの機会としたいと説明がありました。委員からは、ごみの減量化を推進するためにも、例えばごみの減量化をテーマにしたシンポジウムを開催するなど町民を対象とした啓発を強化されるよう意見がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第73号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第4．議案第74号 南風原町立学校事故調査委員会設置条例

○議長 宮城清政君 日程第4．議案第74号 南風原町立学校事故調査委員会設置条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員会長の報告を求めます。休憩します。

休憩（午前10時07分）

再開（午前10時08分）

○議長 宮城清政君 再開します。それでは一括議題とします。

日程第4．議案第74号 南風原町立学校事故調査委員会設置条例

日程第5．議案第75号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第4．議案第74号 南風原町立学校事故調査委員会設置条例
日程第5．議案第75号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員会長の

報告を求めます。休憩します。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第74号 南風原町立学校事故調査委員会設置条例でございます。 審査の経過 本案は、12月5日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、当委員会に審議を付託されたものであります。委員会では12月6日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。委員より同条例2条の登下校時の範囲について質問があり、担当課より日本スポーツ振興センターの基準を参考とするが、事案によって同委員会は個別に判断すると回答がありました。また、登下校時の危険箇所の把握はできているかとの質問がありました。各学校において、4月から5月に安全マップを作成し配布しているとの報告がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、12月7日に採決を行い審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 举手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第75号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。審査の経過 本案は、12月5日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、当委員会に審議を付託されたものであります。委員会では12月6日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。本条例は、先ほど報告した議案第74号南風原町立学校事故調査委員会設置条例で提案された委員会等の委員の報酬及び費用弁償について定めるためのものであります。委員より、教諭が同委員会の委員となった場合、報酬の支給対象となるのかという質問がありました。勤務時間中は、地方公務員法の規定により支給対象とならないという回答がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、12月7日に採決を行い審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 举手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第74号南風原町立学校事故調査委員会設置条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

○議長 宮城清政君 続きまして、議案第75号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。
(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第6. 議案第76号 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第6号)

○議長 宮城清政君 日程第6. 議案第76号 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆき君 それでは、議案第76号 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第6号)について。本案は、12月5日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では関係部長、課長、担当職員の出席を求め、12月6日に教育部生涯学習文化課、学校教育課、教育総務課、総務部住民環境課、税務課、総務課、企画財政課、経済建設部まちづくり振興課、区画下水道課、産業振興課、7日に民生部保健福祉課、こども課、国保年金課より説明を受け審査を行いました。7日にまとめと採決を行いました。その審査のなかで主な事項について報告します。はじめに、教育総務課について2点の報告をいたします。1点目、予算書32ページ10款2項2目及び予算書33ページ10款3項2目20節. 要保護準要保護児童生徒援助費の増額について。小中学校への入学準備金を入学前から支給できるように規則と要綱を改正したと説明がありました。説明を受け、委員から出た質疑のなかで、南風原町就学援助規則第2条 就学援助の対象者の規定を見ると、小学校への入学予定の保護者等を規定していないのではないかという指摘がありました。執行部からは、内部で確認後、委員が指摘したように規則第2条に小学校へ入学予定の保護者等を盛り込むように再度規則を改正し入学前に入学準備金を支給する事務間に合わせるよう取り組むと回答がありました。

2点目に予算書36ページ. 10款6項3目11節. 賄材料費の増額について。委員から増額補正の要因を確認する質疑がありました。執行部は、食材の価格高騰により現場においては食材の仕入先を変更する等の努力を行ったが補うことができないこと。また3月定例会で議会が付した留意事項への対応であると回答がありました。

続きまして、区画下水道課について。予算書30ページ、8款4項1目28節. 下水道事業特別会計への繰出金について。増額補正の主な理由は、浸水対策事業の通信線路等の移転補償に伴う補助金返還金であること及びこの補助金返還金に伴う起債を繰上償還することと説明がありました。委員からは、補助事業の効率的な運用を図る工夫は認めるが、結果

としてミスがあったので再発防止に努められたいと意見がありました。以上の経過を経て、7日に一般会計補正予算に対するまとめを行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第76号 平成29年度南風原町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第7．議案第77号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長 宮城清政君 日程第7．議案第77号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆき君 報告いたします。議案第77号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） 本案は、12月5日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では12月7日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行いました。7日にまとめと採決を行いました。審査の経過における質疑のなかで、予算書8ページ、1款1項1目、歳出。国民健康保険システム連携対応委託料について質疑がありました。執行部からは、平成30年度から始まる国保の県単一化に伴い、各保険者が持つ被保険者の資格情報等を日々連携するためのシステム改修と回答がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第77号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決することに決定しました。

日程第8. 議案第78号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

○議長 宮城清政君 日程第8. 議案第78号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第78号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第4号)。本案は、12月5日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では12月6日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査を行いました。審査の内容につきまして報告します。増額補正の主な理由は、浸水対策事業の通信線路等の移転補償に伴う補助金返還金があること及びこの補助金返還金に伴う起債を繰上償還することと説明がありました。委員会では、補助金返還が生じていることから、事業執行の際は関係機関と連絡・調整を行い慎重に進める必要があることを留意するよう意見がまとまりました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、12月7日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 留意事項を付して挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

留意事項でございますが、事業執行の際は、関係機関と連絡・調整を行い慎重に進めるように、としております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第78号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、留意事項を付しての可決でございます。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第9. 議案第79号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

○議長 宮城清政君 日程第9. 議案第79号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第79号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)。本案は、12月5日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では12月6日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。歳入における雑入は、資材置場や現場事務所12件の保留地等の借地料であると説明がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、12月7日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第79号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第10. 議案第80号 町道の路線の廃止について

日程第11. 議案第81号 町道の路線の認定について

○議長 宮城清政君 日程第10. 議案第80号 町道の路線の廃止について、日程第11. 議案第81号 町道の路線の認定について一括で報告いたします。経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第80号 町道の路線の廃止について。審査の経過 本案は、12月5日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では12月6日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。今回、路線廃止の対象となっている町道5号線は、整備事業に伴い廃止する必要があることを確認いたしました。なお、町道再編後の認定については、議案第81号で提案がなされております。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、12月7日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第81号 町道の路線の認定について。審査の経過 本案は、12月5日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では12月6日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。町道5号線再編に伴う町道5号線及び町道287号線、町道288号線の町道認定となります。新たな町道5号線は、道路幅員が9.5メートルとなり、片側は歩道の整備が予定されていると説明がありました。なお、本会議において議員から県道等は同じ路線名がある理由の確認がありました。これに対し、新たな路線を告示する際に、旧道をそのまま使う道路として告示することがあるとの報告がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、12月7日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第80号 町道の路線の廃止についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であり

ます。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

○議長 宮城清政君 続きまして、議案第81号 町道の路線の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。休憩します。

休憩 (午前10時32分)

再開 (午前11時34分)

○議長 宮城清政君 再開します。先ほど議会運営委員会で審議した結果、意見書第14号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する意見書、それから決議第10号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する抗議決議を日程に追加し、日程第16、日程第17として後ほど議題としたいと思っております。(日程表では決議第10号は閉会中の議員派遣についてでありましたがこれを入れ替え)。これを審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、意見書第14号と決議第10号に関しましては、追加日程第16、第17として議題といたします。

日程第12. 陳情第18号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める陳情

○議長 宮城清政君 日程第12. 陳情第18号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める陳情についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆき君 陳情第18号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める陳情。審査の経過 本件は、12月6日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では12月8日に委員会を開き提出団体である沖縄県社会保障推進協議会から1人の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け質疑応答を行いました。同団体が行った介護事業安定と2017など4つの配布資料を用いて説明がありました。説明のなかで、介護人材に係

る需給推進を示し、2025年には介護人材が約37万7,000人不足することなどの説明がありました。その後、委員会で審査を行い、採決を行いました。討論に入り討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし全会一致による採択であります。措置に関しましては、のちほど赤嶺奈津江議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第18号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめる国の責任で介護報酬など財源の確保を求める陳情についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、採択であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は採択されました。

日程第13. 意見書第12号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめる国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書

○議長 宮城清政君 日程第13. 意見書第12号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめる国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書についてを議題とします。まず、本案に関し提案者から趣旨説明を求めます。
6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江君 それでは、読み上げて提出したいと思います。意見書第12号 平成29年12月15日 南風原町議会議員宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員赤嶺奈津江。賛成者 南風原町議会議員新垣由雄、大城 勝、大宜見洋文、照屋仁士、浦崎みゆき、大城 毅、金城好春。介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめる国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。
介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめる国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書 度重なる介護保険制度の見直しで、利用料の引き上げ、利用の制限や市町村に介護費用の削減を迫る仕組みの導入などが

進んでいます。現状でも利用者と家族の生活はぎりぎりであり、これ以上の利用料の引き上げや利用制限は全国平均の7割しか所得がない県民の生活を困苦に追い込むものになります。介護報酬の引き下げのため、介護事業所の経営も事業閉鎖や倒産に追い込まれています。他産業と比べ給与が低いため、募集しても人が集まらず、労働条件が悪くなり、離職者が増える悪循環がひどくなっています。2016年度、介護事業所の倒産は過去最悪で106件94億円でしたが、2017年度は1月から8月までにすでに121億円と金額で最悪記録を更新しています。このまま政府の計画どおり2018年度の介護報酬改定も引き下げとなれば、事業所倒産や閉鎖がさらに進むことは明らかです。

また、要支援だけでなく、要介護度1、2のサービスを介護保険から外し、市町村事業へ移す計画もあります。制度見直しの先行モデルとされる自治体で、軽度者が介護保険の認定から外れ、サービスの受け皿がない実情などの問題点がマスコミでも報道されています。この計画が進めば、専門職の関与が薄くなり、介護の質が低下します。包括支援センターの業務が過多となり、相当な人員配置が保障されない限り、十分な相談支援ができなくなります。ボランティアへ過度の責務がかかり、介護事故の危険や状態悪化の見落としが危惧されます。そして何より、財政力や受け皿の差によりサービスの市町村格差の拡大は進むでしょう。介護の現場を守ること、介護保険制度を改善することは、県民の生活を守ることです。平成30年度の介護報酬改定、予算作成に向けて十分な財源の確保、人員の確保を求めるものです。

記 1. 生活援助をはじめ介護サービスの削減や利用者負担の引き上げを実施しないこと。2. 新総合事業（市町村事業）の予算上限を撤廃し、介護の質を守り、必要な介護をどの市町村でも提供できるよう制度を見直すこと。3. 介護従事者の処遇を改善し、事業所の経営収支の悪化を食い止めること。4. 以上を実現するために政府の責任で介護報酬などで必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年（2017年）12月15日
沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。以上です。よろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第12号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第12号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより意見書第12号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書について採決を行います。本案について可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第14. 意見書第13号 在沖海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書

日程第15. 決議第9号 在沖海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議

○議長 宮城清政君 日程第14. 意見書第13号 在沖海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書及び日程第15. 決議第9号 在沖海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議を一括議題といたします。まず本件に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。

11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 読み上げて提案したいと思います。意見書第13号 平成29年12月15日 南風原町議会議長宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員宮城寛諄。賛成者 南風原町議会議員知念富信、赤嶺奈津江、浦崎みゆき、花城清文、赤嶺雅和、大城 毅、上原喜代子、玉城 勇、金城好春、大城真孝。在沖海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

在沖海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書 去る11月19日午前5時25分ごろ、那覇市の国道58号線泊交差点において、米軍公用車のトラックが右折しようとしていた軽トラックに衝突し、運転していた那覇市の男性会社員が死亡する事故が発生した。米軍公用車を運転していた在沖米海兵隊員の呼気からは基準値の約3倍を超えるアルコールが検出され、同日、那覇署に逮捕された。本会は、これまでも米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止等を徹底するよう米軍をはじめ関係機関に強く申し入れてきたところである。それにもかかわらず、在沖米海兵隊員による飲酒運転事故によって県民の尊い命が失われたことは極めて遺憾であり、基地あるがゆえの事件・事故が繰り返されることに怒りを禁じ得ない。特に今回、公用車が公務外に使用されているという事実に鑑みると、米軍における綱紀粛正や再発防止の取組は、もはや機能していないと言わざるを得ない。米軍及び日米両政府においては、事故に至る経緯等も含め十分に調査するとともに、遺族に対する補償などについて誠実に対応すべきである。また、日本政府においては、このような事故が再び起こることがないように米側に毅然とした態度で臨むべきである。

よって本会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議すると

ともに、下記の事項がすみやかに実現されるよう強く要求する。

記1. 被害者遺族への謝罪及び完全な補償をすみやかに行うこと。2. 在沖米海兵隊の早期の国外、県外への移転を行うこと。3. 在沖米軍人・軍属による凶悪犯罪等に対し、司令官及び上司の更迭を図ること。4. 沖縄県・日本政府・米国政府の三者による特別対策協議会を設置して、事件・事故の再発防止を図ること。5. 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年（2017年）12月15日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長。

続きまして、決議第9号 平成29年12月15日 南風原町議会議長宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員宮城寛諄。賛成者 南風原町議会議員知念富信、赤嶺奈津江、浦崎みゆき、花城清文、赤嶺雅和、大城 毅、上原喜代子、玉城 勇、金城好春、大城真孝。在沖海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議 上記の抗議決議を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。在沖海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議。中身については、先ほどの意見書と同じですので割愛したいと思います。

記1. 被害者遺族への謝罪及び完全な補償をすみやかに行うこと。2. 在沖米海兵隊の早期の国外、県外への移転を行うこと。3. 在沖米軍人・軍属による凶悪犯罪等に対し、司令官及び上司の更迭を図ること。4. 沖縄県・日本政府・米国政府の三者による特別対策協議会を設置して、事件・事故の再発防止を図ること。5. 日米地位協定を抜本的に見直すこと。以上、決議する。平成29年（2017年）12月15日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 米国大統領、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国防総領事。以上であります。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第13号、決議第9号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第13号、決議第9号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより意見書第13号 在沖海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書についてを採決します。本件につ

いて可決することに賛成の方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、決議第9号 在沖海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議についてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。

日程第16. 意見書第14号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する意見書

日程第17. 決議第10号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する抗議決議

○議長 宮城清政君 日程第16. 意見書第14号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する意見書及び日程第17. 決議第10号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する抗議決議についてを一括議題といたします。まず本件に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それでは、まず日程を変更させていただいて議運を開いてもらって新たに意見書、決議を提案させていただくということで皆様にご協力いただいたことに感謝申し上げます。それでは、意見書第14号を読み上げて提案したいと思います。意見書第14号 平成29年12月15日 南風原町議会議長宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員大城 毅。賛成者 南風原町議会議員赤嶺奈津江、浦崎みゆき、赤嶺雅和、玉城 勇、金城好春、大城真孝。米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

(大城 毅議員より「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前11時56分)

再開 (午前11時57分)

○議長 宮城清政君 再開します。

○10番 大城 毅君 それでは、読み上げます。米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する意見書 去る12月13日午前10時9分ごろ、米軍普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターのコックピットの窓が、児童54人が体育の授業を受けている

普天間第二小学校のグラウンドに落下し、四年生の男児1人が落下の風圧で飛んできた小石が当たりすり傷を負うといった重大事故が発生した。落下した窓は、四方約90センチ、重さ約7.7キログラム、窓枠は金属製でできており、一步間違えば人命に係わる深刻な事故であり、未来を担う子どもたちが1日の多くを過ごす安全であるべき学校施設で起きた事故に、児童や保護者、学校関係者に与えた精神的な衝撃は計り知れない。また、事故後も被害者等への謝罪や原因究明がなされないまま住宅地上空を飛行し続ける米軍の安全軽視の姿勢に激しい憤りを覚えるものである。去る7日にも同型ヘリのものと見られるプラスチック製の円筒の部品が宜野湾市野嵩にある緑ヶ丘保育園の園児約30人が遊ぶ園庭のすぐそばのトタン屋根の上に落下しており、立て続けに発生した重大事故に、園児や児童、その保護者をはじめ学校関係者や地域住民には不安と怒りが大きく広がっている。まちのど真ん中に世界一危険と言われる普天間基地を抱え、常に命の危険と隣り合わせの生活を余儀なくされている宜野湾市民の不安や恐怖、米軍に対する不信感は頂点に達している。本町議会としても、相次ぐ事故やトラブル等に対し、原因究明と再発防止策の徹底を再三再四強く申し入れているにもかかわらず、効果のある防止策が講じられることなく、またしてもこのような重大事故が起きたことに対し激しい怒りを禁じ得ない。よって、本町議会は、町民・県民の尊い生命及び財産並びに安全・安心な生活を守る立場から、今回のCH-53Eヘリの窓落下事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項がすみやかに実現されるよう強く要求する。

記1. 被害を受けた児童や保護者、学校関係者に謝罪をすること。2. 事故原因を徹底究明し、すみやかに公表するとともに、公表されるまでの間の飛行を停止すること。3. 実効性のある再発防止策を講じ、実施状況を明らかにすること。4. 普天間基地の一日も早い閉鎖返還と5年以内の運用停止を実現すること。5. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年（2017年）12月15日
沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長。

続いて、決議第10号を提案いたしますが、提案者、賛成者、そして標題から文章、記まで同じでありますので割愛させていただきます。あて先 米国大統領、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事。以上を提案いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第14号、決議第10号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第14号、決議第10号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第14号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する意見書についてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、決議第10号 米海兵隊所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの部品落下に対する抗議決議について採決を行います。本件について、可決することに賛成の方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。

日程第18. 決議第11号 閉会中の議員派遣について

○議長 宮城清政君 日程第18. 決議第11号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成29年第4回定例会 最終日

○議長 宮城清政君 これにて、平成29年第4回南風原町議会定例会を閉会いたします。
たいへんお疲れ様でした。

閉会（午後0時06分）